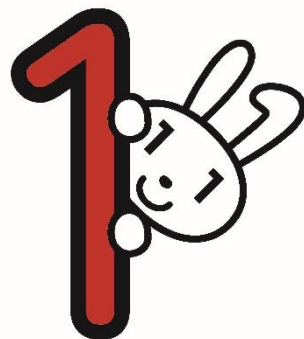


【加入者のみなさまへ】



保険証廃止に向けたお知らせ

令和6年9月

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

保険証からマイナ保険証へ

- ・令和6年12月2日以降、現行の保険証の発行が廃止され、「**マイナ保険証**」での受診が原則となります。
- ・令和6年12月2日の保険証廃止後も、**1年間は経過措置期間として現行の保険証の利用が可能**です。
- ・ただし、経過措置期間は1年間だけですので、当組合では加入者様のマイナ保険証の利用を推進しています。
- ・加入者様におかれましては、お早めに「**マイナンバーカードの取得**」および「**マイナ保険証の利用登録**」をお願いいたします。

🔊) マイナンバーカードはお持ちですか？

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、マイナンバーカードの申請方法を次の3つの中から選んで行ってください。

- ①オンライン申請（パソコンやスマートフォンから）
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請

それぞれの
申請手順は
こちらから



◆マイナ保険証とは？

マイナ保険証とは、保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。マイナ保険証を医療機関等で利用するためには、**事前に利用登録が必要**です。

利用登録は、次の方法で行うことができます。**※マイナンバーカードを取得しただけでは利用できません。**

- ①医療機関や調剤薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダー
 - ②スマホのマイナポータル
 - ③セブン銀行ATM
- ※いずれの方法も、1回のみのお手続きです。

マイナ保険証の利用登録はどうやるの？

マイナ保険証の利用登録は、ご自身で1回のみお手続きするものです。
お子様などの場合は、大人のご家族の方がお手続きください。

下記①～③の利用登録方法は、こちらからも確認できます。



①医療機関・薬局備え付けの 顔認証付きカードリーダーの場合

- 1.カードリーダーにマイナンバーカードを置く
- 2.顔認証または利用者証明用暗証番号（4桁）を入力
- 3.薬剤、診療情報等の提供同意確認
- 4.マイナンバーカードを保険証として利用するための登録手続き⇒「継続する」を選択
- 5.利用規約の確認画面⇒同意し登録完了



②スマホのマイナポータルの場合

- 1.マイナンバーカードとスマートフォンを用意
- 2.マイナポータルにログイン
- 3.マイナポータル「注目の情報」にある「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」をタップ
- 4.「暗証番号の入力」「マイナンバーの読取」「申込状況の確認」等を行う
- 5.登録完了



③セブン銀行ATMの場合

- 1.マイナンバーカードを用意
- 2.ATM画面の「各種お手続き」ボタンを押す
- 3.「マイナンバーカードの健康保険証利用申込み」を選択
- 4.利用規約の確認と同意
- 5.マイナンバーカードをATMに挿入
- 6.マイナンバーカードの利用者証明用暗証番号（4桁）を入力
- 7.マイナンバーカードを受け取り、登録完了



今持っている保険証はどうなるの？

- ・現在お持ちの保険証は、退職などで当組合の資格を喪失しない限り、**最長で令和7年12月1日までは利用が可能**です。
- ・**令和7年12月2日以降**は、お持ちの保険証が利用できなくなります。
(保険診療を受けることができません。)



- ・令和6年12月2日以降に、氏名変更や紛失などがあった場合は現行の保険証の再発行はできませんので、原則、マイナ保険証を利用させていただきます。



保険証も利用できないし、マイナ保険証も持っていない人はどうやって医療機関に受診するの？

- ・令和6年12月2日以降に氏名等の変更、または保険証を紛失するなどして、保険証が利用できなくなり、かつ、マイナ保険証を持っていない方には、**申請による「資格確認書」**を発行する予定です。
- ・「資格確認書」は、医療機関や薬局の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

◆こんな方にも「資格確認書」を発行します

令和6年12月2日以降に加入される、例えばこんな方

- ・新規に入社される方
- ・退職されて扶養家族になる配偶者の方
- ・出生されて扶養家族になるお子様

※加入に関わる申請書（資格取得届、被扶養者異動届）に「資格確認書」の発行希望欄が加わりますので**希望する方に発行**します。

資格確認書ってどんなもの？



◆資格確認書は、次のとおりになる予定です。

- ・ **カード型**で現行の保険証と材質・サイズともに同様
- ・ 裏面は現行の保険証と同様
- ・ 薄いオレンジ色（現行の保険証は薄い緑色）
- ・ **有効期限**を表面に記載
- ・ 再発行を希望する場合も申請が必要（手数料の徴収は無し）

◆資格確認書の使用目的は次のとおりです。

- ・ 従来の保険証やマイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するとき

※「資格確認書」の交付申請書の書式など、詳細については確定次第、改めてお知らせいたします。

資格確認書には有効期限があるの？

- ・ 「資格確認書」の有効期限は、**令和9年12月1日**です。
（保険証廃止日から3年）
例1 交付日：令和6年12月2日 → 令和9年12月1日
例2 交付日：令和7年12月2日 → 令和9年12月1日
- ・ 「資格確認書」の**有効期限内**に退職で資格を喪失される方は、「**資格確認書**」を**事業所を経由して返却**していただきます。
※現行の保険証と同様です。
- ・ 有効期限が切れた「資格確認書」については、ご自身で破棄すること可能です。

◆資格確認書についてよくある質問

Q マイナ保険証を持っていますが、念のため資格確認書も持っておきたい場合は、申請すれば交付してもらえますか。

A マイナ保険証をお持ちの方や、現行の保険証をお持ちでその保険証が有効な期間は「資格確認書」を交付することはできません。

10月までに「資格情報のお知らせ」を送付します

国の方針に基づき、加入者様（本人・家族）に対して、健康保険の資格情報（記号・番号等）とマイナンバーの下4桁が記載された「**資格情報のお知らせ**」を送付します。

- ・ 10月までに送付される方は、令和6年6月21日（金）までにマイナンバーの登録がされている加入者様です。
- ・ 世帯単位で封筒に同封して、事業所宛に一括送付します。
- ・ 事業所様からみなさまへ配付されます。
- ・ 加入されているご家族がいる方は、ご家族さまへお渡しください。
- ・ 記載されているマイナンバーの下4桁が、**ご自身のマイナンバーと一致しているかを必ず確認**してください。
- ・ マイナンバーをご確認いただくことで、**みなさまが安心してマイナ保険証を利用していただくため**のお知らせとなっております。

「資格情報のお知らせ」が届くまでの流れ

送付イメージ

当健保組合



事業所様



加入者様
（本人）



加入者様
（家族）



「資格情報のお知らせ」は次のとおりに送付する予定です。

点線で切り取るとカード型になりますので、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。

カード型に切り取った資格情報のお知らせって どう利用するの？

カード型に切り取った「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月2日から次のような場合に利用します。

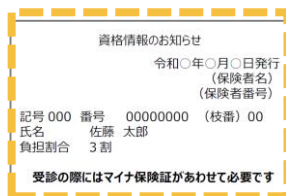
● 健保組合へ申請をするとき

当健保組合への各種申請にはご自身の記号・番号の記載が必要となります。マイナンバーカードには、この記号・番号は記載されていないため、「資格情報のお知らせ」で確認することになります。

● 医療機関にカードリーダーがない・不具合で使えないとき

まだカードリーダーを設置していない医療機関もあります。
また、カードリーダーを設置していても、不具合でカードリーダーが使えない場合があります。
そのような場合は、「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで保険診療が受けられます。

カード型にして
携帯してください



🔊 「資格情報のお知らせ」の利用の注意点

- ・「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関に受診することはできません。
- ・「資格情報のお知らせ」には有効期限はありません。
- ・「資格情報のお知らせ」を紛失した場合は、再交付申請ができます。
※再交付方法の詳細は、決定次第改めてお知らせします。

マイナンバーが 未登録の方は マイナ保険証が 使えません

マイナンバーをご提出ください

加入者のみなさま（被扶養者のご家族も含む）のマイナンバーが事業所を通じて当健保組合に登録されていないと、マイナ保険証が使えません。

令和5年4月より医療機関におけるオンライン資格確認システムが義務化されました。
このため、当健保組合にマイナンバーが未提出の場合は、医療機関の窓口でマイナ保険証が利用できません。

また、現行の保険証を提示しても、資格確認がスムーズにできず、みなさまに不都合が生じる可能性があります。

マイナンバーが未登録のみなさまは、事業所を通じてマイナンバーを当健保組合までご提出ください。

健康保険組合におけるマイナンバーの使用について

健康保険組合では「個人番号利用事務実施者」として、その事務の範囲内でマイナンバーを使用します。

※「個人番号利用事務実施者」とは、マイナンバーを使って番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）や、条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等のことです。

健康保険組合におけるマイナンバーの取得について

当健保組合では、取得が義務づけられている加入者の方のマイナンバーを次のいずれかの方法で取得します。

- ①事業主から取得：加入者の方から事業主に提出された情報をもとに、事業主から取得します。
- ②住基ネットから取得：当健保組合が保有する個人の情報をもとに、住基ネットから取得します。
- ③加入者から取得：上記①②によっても取得できなかった場合は、当健保組合が直接加入者の方から取得します。